

介護予防ケアマネジメントマニュアルの変更について

1. 変更内容

- ケアプランの期間・評価期間等の変更について
- 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正に伴い、介護予防・生活支援サービス事業の名称変更について
- シニアイベント応援交付金の廃止について

詳細については、松江市HP掲載「介護予防ケアマネジメントマニュアル」をご覧ください。

松江市ホームページ



介護予防ケアマネジメントマニュアルの変更について

2.ケアプランの期間・評価期間等

①要支援者及び総合事業対象者への介護予防プランでは、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、ケアマネジャーが利用者の課題の解決に向けた具体的な目標、具体策、実施期間（以下計画期間）を設定し、利用者の状態像に合わせてケアプランの見直し、評価を行っている。今回、計画期間及び評価期間を見直し以下のとおり変更する。

②変更内容

	計画期間	評価期間	基本チェックリスト
【旧】 令和7年3月31日まで	最大12か月	6か月に1回	サービス開始時、 6か月に1回（評価時） ケアプラン変更時
【新】 令和7年4月1日以降	①最大24か月 （ただし、認定有効期間内とする） ②事業対象者は、最大12か月※	12か月に1回	サービス開始時 12か月に1回（評価時） ケアプラン変更時

※事業対象者について、計画期間の変更はありません（最大12か月）

介護予防ケアマネジメントマニュアルの変更について

③変更開始時期について

令和7年4月1日以降に作成するケアプランから適用する。なお、令和7年3月31日までに作成したケアプランについては、次回ケアプラン更新・変更から適用する。

④その他

○計画期間は最長2年（事業対象者を除く）とするが、利用者の状態像や目標を踏まえ、適切な期間を設定し、自立に向けたプラン作成に努めてください。

※変更点の詳細については、介護予防ケアマネジメントマニュアル15ページをご確認ください

介護予防ケアマネジメントマニュアルの変更について

3.介護予防・生活支援サービス事業の名称変更について

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正に伴い、
介護予防・生活支援サービス事業をサービス・活動事業に名称変更を行う。

【旧】 介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 【新】 サービス・活動事業

参考：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正
について（老発0805第4号）令和6年8月5日

4.シニアイベント応援交付金の廃止について

当交付金は、高齢者等の社会的孤立の解消や健康保持・要介護状態の予防のための通いの場を自主的に地域で運営する団体に対し、活動の周知やメンバーを増やすためのイベントの開催費用を補助し、団体の活性化を図ること、即ち、新規加入者の増加に繋げることを目的としていた。

しかし、事業の実利用団体数・団体の会員数ともに横ばい状態であり、事業効果等を鑑みて令和6年度を以って事業廃止することになり、本マニュアル掲載ページから削除するもの。

※介護予防ケアマネジメントマニュアル 24ページに補足資料として掲載していた事業となります。